

福岡県労連

KEN ROREN

ZENROREN

2016
10月号
No.120

発行所 福岡県労働組合総連合
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南
1-9-8 ケイ・アイビル 2F
☎092-433-1833 FAX092-433-1822
編集発行
福岡県労働組合総連合
〔定価〕1部10円

いかんよ貧困・福岡第2回総会

と き 10月30日(日)13時
会 場 第3博多倍成ビル4階
講 演 生活保護・年金の切り下げと現役
世代の貧困問題
藤田孝典氏 下流老人などの著者
※どなたも参加できます

最賃765円(深夜956円)に 全国一律最賃制度の実現にむけて

インタビュー 県労連小川マリ子事務局次長に聞く

8月の県労連第25回定期大会で専従の事務局次長に選出された小川マリ子さんに、10月1日に発効した福岡県最低賃金に関することについてお聞きしました。小川さんは、最低賃金関係の労働局との窓口を担当しています。

〔文責・編集部〕



県労連 小川マリ子
事務局次長

＋α（時給1500円程度）必要と生計費の地域差が無いことが明らかになり

○編集部 10月1日から福岡県の最低賃金が引きあがりましたね。

◆小川 はい。8月5日、福岡地方最低賃金審議会は22円引き上げて765円にする答申を出し、10月1日に発効しました。22時以降の深夜は、956円になりました。これは、高校生のバイトをはじめすべての働く人に適用され、違反すると法違反として罰せられます。

○編集部 どのように評価していますか？

◆小川 07年に法改正があり、この5年間で福岡県で70円上がっています。それでも時給765円で、1日8時間・月21日働いても12万8520円にしかならず、税や社会保険料を払うと10万円も手元に残らず人間らしい生活はできません。全労連が全国各地で行った「最低生計費試算調査」は全国どこでも単身者で月額22〜23万円

動を進めますか。

◆小川 国税庁の調査で年収200万円以下のワーキングプアが4人に1人、厚労省も「結婚の壁」と認める年収300万円未満の人は有業者の55・1%、非正規雇用の89・1%に達しています。消費が低迷しモノが売れない、少子化が進行して人口減少社会になった、とも言われています。最低賃金法は、労働者の生活の安定だけではなく、労働力の質の向上、経済の健全な発展に寄与する目的があると定められています。今の最低賃金ではこの法律に違反しています。「全国一律最賃制」の実現を軸に賃金の底上げをすること、すべての働く人々の実質賃金を改善する、これは労働組合運動の本来的な役割で社会的な使命と考えています。

日本経済の健全な回復と地域社会の持続可能性を取り戻す社会的な大義も持っています。

全労連は「全国最賃アクションプラン」をつくっており、県労連も今から具体化をしていきます。みなさんのご協力をお願いします。

○編集部 意義のある大きな闘いとなりそうですね。私も頑張ります。今日はありがとうございました。

○編集部 県労連として、今後どのような運動を進めますか。

◆小川 私たち県労連は、博多駅筑紫口の毎月の宣伝行動や労働局への要請行動、最賃審議会の傍聴などを行っています。「直ちに1000円に」の意見書を提出し、政労使が雇用戦略対話で約束した「1000円」の実行を求めました。県知事も「最低800円の実現」と「中小企業への支援」の意見書を提出しています。



「低賃金が財政赤字を招く」と関野教授

11月に開催される「人間らしく働くため

九州セミナー in 沖縄

プレセミナー開催

いの健福岡

の九州セミナー in 沖縄」に向けたプレセミナーが10月5日、いの健福岡の主催により県労連大会議室で開催されました。当日は20名を超える参加者がありました。

セミナーでは、下関市立大の関野秀明教授が、「働く人々の貧困問題―アベノミクスに

国と比べてもそれほど大きな差がないことなどが話されました。そして、社会保障の財源不足や国の財政赤字の原因が支出増にあるのではなく、歳入不足が要因であり、この間安倍政権の下で進められた大企業、富裕層への税負担の軽減を止め、当たり前の負担を求め、最低賃金を引き上げ家計消費を拡大することが貧困解消のために必要であることが語られました。

公正・公平に選任を！県労連を排除するな

第40期補欠労働者委員推薦要請と結果について

県労連の主な要請内容

改められない連合独占



要請書を渡す日高幹事

福岡県労連は、9月14日(水)16時半から、福岡県庁地下会議室で県労働政策課と「第40期労働委員会委員の欠員に伴う選任について」要請を行いました。この要請に県労連からは、門馬副議長、懸谷副議長、小川事務局次長、日高幹事（県医労連書記長）、内田幹事が参加し、県労働政策課からは、野田副課長ほか2名、が応対しました。

昨年11月に第40期労働委員会労働者委員が任命され、12期24年の連合独占が続いていますが、今回委員の1名が辞任したため、8月5日「補欠の労働者委員の推薦の公告」が行

われ、県医労連から黒木博美氏（全国労災病院労働組合九州労災病院支部長）が推薦されたものです。

今回の要請は、昨年12月18日に県労働政策課と県労連の間で会談がもたれ、「県は、第41期委員の任命にあたっては、連合と県労連で扱いに差がないよう、公正な選任に努めるものとする」という確認に基づき、県労連側から要請を行ったものです。

○「あつせん委員」について、HPで確認すると県労連から推薦していた委員が消えている。速やかに復活すべきだ。

依然、連合独占状態が改められていません。福岡県労連は今回の補欠選任結果について、県労働政策課に抗議を行います。

要請時、県労働政策課側からは「県労連からの要請の趣旨は理解した。北海道の判決の内容は知っている。公正・公平の選任に努力したい」「内容をしっかりと上司に伝え判断したい」との回答でしたが、10月7日付で電機連合福岡地方協議会議長の太田康宏氏を選任したと、福岡県労連宛にメールで通知がありました。

なくせ！じん肺・アスベスト全国キャラバン福岡行動

じん肺アスベストキャラバン福岡県実行委員会



福岡県との交渉

講演の主な論点は、
①平成26年国交省公表の「建築物石綿含有調査マニュアル」では、これまで2000㎡の民間建築物について吹付石綿の調査が進められてきたが、これだけでは不十分で、1000㎡未満についてもデータベース化を進めるよう全国の自治体に呼びかけられているこ

基調講演
「アスベストを使用した建築物のハザードマップと補助制度の必要性」
夕方から開催された集結集会には、当日の行動に参加した諸団体などから43人が参加。集会冒頭、九州建設アスベスト訴訟弁護団副団長の伊黒忠昭弁護士が基調講演をおこないました。

キャラバン 福岡行動集結集会

福岡県実行委員会では、10月4日（火）に福岡労働局、九州産業保安監督部、福岡県、福岡市、福岡中央労働基準監督署への要請行動をおこない、県労連、建交労、民医連、じん肺・アスベスト弁護団、福岡建労など20名が参加しました。

と。②これからデータベース化を進めようという時に、補助制度を廃止することの政策的な矛盾の2点。
熊本を中心とした地震災害の事例を見ても、事前のデータベース化で速やかな初動対応ができ、引き続き復旧作業でボランティアも含む粉じんばく露被害の防止に大きな役割を果たします。

アスベスト関連補助の廃止の問題では、廃止の経緯として「制度利用が低調」であることが財務省から指摘され、調査費補助（国が全額、上限1棟25万円）は平成29年度末、吹付除去工事費等の補助（国3分の1、自治体3分の1）は、平成32年度末まで着工分で打ち切りに。仕組は「自治体が制度を作り、これに国が補助」するもので、県内では、福岡・北九州・大牟田の3市のみが採用しているにとどまり、これでは低調になります。

ト建材の使用を推進してきたのは国の建築行政であり建物の所有者には責任がないことを考えれば、改善の必要性こそあれ廃止する理由はないことが訴えられました。

続いて、報告に移り、九州建設アスベスト訴訟弁護団長の山本一行弁護士から、九州産業保安監督部への要請で、引き続き謝罪や和解に応じない日鉄鉱業への指導を求めたことを報告。訴訟関係では、九州建設アスベスト訴訟弁護団の福岡英資事務局長より訴訟の全国的進行状況や課題の報告、建交労大牟田支部の平川道治執行委員長より第1陣で勝利和解を勝ち取った福岡築炉じん肺訴訟第2陣の取組が報告。

また、九州社会医学研究所の田村昭彦所長から、これまでじん肺の診断には「レントゲン標準写真」が一貫して用いられてきたが、ここに来て、学会などへのコンセンサスもな

く来年3月にもCTによる新たな診断基準が示されようとしている。これでいけば、これまで「じん肺」と診断されてきた方々のうち半分が「じん肺ではない」と切り捨てられる事態も予想される、と問題の重大性が訴えられました。

最後に、西日本石炭じん肺訴訟弁護団長の岩城邦治弁護士から、じん肺キャラバンを全国で取り組むことになったのは、謝罪を拒否する日鉄鉱業に対して全国の被害者や支援者が憤りを持って立ち上がったことがきっかけとなった。日鉄鉱業は「悪い会社」だが、我々のキャラバンの「シンボル」でもあると述べられ、今後の闘いに力を合わせようと訴えられました。



終結を労って花束を

(1) 安川電機・上田裁判
安川電機行橋工場で27年間嘱託として働いていた上田良子さんは退職金差別の労働審判解決のわずか3か月後に、「今辞めるか、一年後に辞めるか」との不更新条項付の契約を押し付けられ、署名押印はするが内容には全く同意していないと異議を留めて一年間働き

闘う仲間の裁判報告

勝利和解を勝ち取る

ました。そして一年後に雇止めになり福岡地裁小倉支部に提訴しました。しかし平成27年9月、地裁で不当判決が出されました。上田さんは福岡高裁に控訴、その間、株主総会への出席、安川門前での宣伝など裁判外でもたたかいました。平成28年7月15日、裁判官から示された和解案に沿って、和解が成立し終結しました。

(2) ツクイ・マタハラ裁判
介護施設「ツクイ三郎丸営業所」でヘルパーとして働いていた西原ゆかりさんは女性所長からのマタハラによって、切迫早産、うつ状態になり働けなくなりました。地域ユニオンに加入し団体交渉



職場復帰を勝ち取った西原さん

を行い、会社側は誠意ある対応をしなかったため、平成26年8月に地裁に提訴しました。平成28年4月、所長と会社の責任を認める完全勝利の判決が下されました。しかし賠償額があまりに低いこと、そしてこのような低い賠償額を認める、企業がマタハラ行為をしても低い賠償額で済む、という認識を持つ恐れがあると、西原さんは高裁に控訴

し、平成28年7月27日、陳謝、復職にあたっての職場環境の整備、慰謝料の大幅増額を勝ち取り和解しました。

(3) 福岡市民病院・雇止め控訴審
いよいよ判決 必ず勝利を
福岡市立病院労組の渡利美幸さんの雇止め控訴審は、10月24日に判決が出されます。4者共闘会議は、短期間の間に「公正・公平な判決を」署名を4回・11,011筆の署名を福岡高裁民事第4部に提出してきました。判決は、24日（月）15時からです。多くの方の傍聴をお願いします。

今後の日程

10月25日(火)	13時半	年金裁判
10月30日(日)	10時	福岡地区労連定期大会
11月 5日(土)	10時	県労連女性センター学んで知って交流会
11月 7日(月)	14時	生活保護裁判
11月13日(日)	13時	川内原発再稼働反対全国集会
12月11日(日)	10時	県春闘共闘総会・春闘討論集会

問題を共有し連携を強化したい

全印総連福岡地連あかつき印刷労組九州分会

福岡県労連幹事 五島 諒



全印総連福岡地連は福岡県内の印刷・出版関連企業で働く仲間組織している労働組合です。加盟単組は6単組、個人加盟3名で構成されており、組合員数は180名の組織です。組織の規模は小さ

いですが組織拡大や要求実現のため日々活動しています。印刷出版関連産業は低単価と短納期、紙メディアの縮小と電子メディアの普及によって産業規模は縮小傾向にあります。公契約条例

や賃金の問題など共有できる事がたくさんあると思うので、県労連との連携を強化していきたいと考えています。今後ともよろしくお願ひ致します。